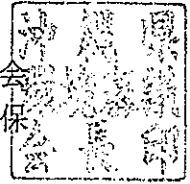




環 審 第 7 号
平成 28 年 2 月 8 日

沖縄県知事 翁長 雄志 殿

沖縄県環境審議会
会長 大森 保



沖縄県環境保全条例施行規則に定める排水基準の一部改正(案)
について(答申)

平成 28 年 1 月 26 日付け沖縄県諮問環第 47 号で諮問のあったみだしのことについては、原案のとおり定めることが適当である。



沖縄県生活環境保全条例施行規則に定める
排水基準の一部改正（案）について

沖縄県

沖縄県生活環境保全条例施行規則に定める排水基準の一部改正（案）の概要について

1 件名

沖縄県生活環境保全条例施行規則に定める排水基準の一部改正（案）

2 改正の経緯及び必要性

水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）第3条第1項に基づく排水基準
が改正されているため。

3 改正案の概要

沖縄県生活環境保全条例施行規則別表第8中のトリクロロエチレンの「許容限度」
を変更する。

沖縄県生活環境保全条例施行規則に定める排水基準の一部改正（案）の概要

沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成21年規則第49号）新旧対照表			
改 正 案		現 行	
別表第8 水質有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準		別表第8（第18条関係） 水質有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準	
水質有害物質の種類	許容限度	水質有害物質の種類	許容限度
(略)	(略)	(略)	(略)
トリクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0.1</u> ミリグラム	トリクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0.3</u> ミリグラム
(略)	(略)	(略)	(略)